

# 公益財団法人こしじ水と緑の会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人こしじ水と緑の会と称する。

(事業所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県長岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、里山や水辺に代表される新潟県の水と緑の身近な自然環境を守るため、その保全活動や研究活動等に対して助成を行うとともに、自ら自然環境の保全に関する活動を行うことにより豊かな自然環境の保全を図り、もって現在と将来の世代のために快適な自然環境を提供することに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1)水と緑の自然環境の保全活動及び調査研究等に対する助成
- (2)水と緑の自然環境に関する調査研究及び普及啓発
- (3)水と緑の自然環境を大切にすることを育む環境教育
- (4)前条の目的の達成に必要な運営資金を調達するための収益事業
- (5)その他前条の目的を達成する為に必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第6条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第7条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1)事業報告

- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5)貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6)財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1)監査報告
- (2)理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第8条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

（不可欠特定財産）

第8条の2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとする時及び基本財産から除外しようとする時は、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

3 別表第1の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産とする。

#### 第4章 評議員

（評議員）

第9条 この法人に、評議員8名以上12名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1)各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者

(2)他の同一の団体（公益法人を除く）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

（任期）

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第12条 評議員は、無報酬とする。

2 前項の規定にかかわらず、評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

## 第5章 評議員会

（構成）

第13条 評議員会は、すべての評議員をもつて構成する。

(権限)

第14条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎年度11月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 役員

(役員設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

(1)理事 8名以上12名以内

(2)監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、役職名を理事長とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とし、役職名を専務理事とする。

(役員選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条で準用する同法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

(相談役)

第28条 この法人に、任意の機関として、3名以上8名以下の相談役を置く。

2 相談役は、次の職務を行う。

(1)代表理事の相談に応じること

(2)理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3 相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 相談役の報酬は、無償とする。

5 前項の規定にかかわらず、相談役には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事とする。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第36条 この法人は、法令で定められた事由によって解散する。

(公的認定の取消し等に伴う贈与)

第37条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第38条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は平澤 亨、業務執行理事は松井進一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
小野塚邦夫  
金安 健一  
小林 康男  
佐藤 壽一  
佐藤 光雄  
七里 貞雄  
中俣 均  
平澤 修  
山崎 知則  
渡邊 四朗
- 5 この定款は、令和元（2019）年 8 月 30 日から施行する。

別表第 1 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産（第 8 条の 2 関係）

財産種別	地目	場所・数量等
土地	原野	長岡市小国千谷沢字小又 3543 番 872 m <sup>2</sup>
土地	原野	長岡市小国千谷沢字川原 2892 番 2 39 m <sup>2</sup>
土地	原野	長岡市千谷沢字長峰 5330 番 575 m <sup>2</sup>
土地	原野	長岡市千谷沢字山田 4854 番 1、4854 番 4、4858 番 1 1,109 m <sup>2</sup>
土地	原野	長岡市塚野山字浦沖 1931 番 2 52 m <sup>2</sup>
土地	原野	長岡市塚野山字小滝 2693 番 7、2729 番 4



		136 m <sup>2</sup>
土地	原野	長岡市塚野山字袴沢 4968 番 2 52 m <sup>2</sup>
土地	原野	長岡市西谷字寺尾 430 番 2 42 m <sup>2</sup>
土地	原野	長岡市西谷字夷田 2641 番 19.86 m <sup>2</sup>
土地	原野	長岡市西谷字岩穴 1937 番 2、1941 番 2、1955 番 2、1955 番 3、1958 番 2、 1962 番 5、1962 番 6、1980 番 2 500.45 m <sup>2</sup>
土地	原野	長岡市西谷字小滝 3208 番 2 297 m <sup>2</sup>
土地	原野	長岡市西谷字寺尾 1105 番 2、1106 番 2、1130 番 2 524 m <sup>2</sup>
土地	雑種 地	長岡市塚野山字医王山 3081 番 694 m <sup>2</sup>
土地	雑種 地	長岡市塚野山字土下沖 415 番 168 m <sup>2</sup>
土地	雑種 地	長岡市塚野山字城山 5047 番 145.45 m <sup>2</sup>
土地	雑種 地	長岡市塚野山字芹池 3346 番 2 349.78 m <sup>2</sup>
土地	雑種 地	長岡市塚野山字日影 3900 番 12 244.75 m <sup>2</sup>
土地	雑種 地	長岡市西谷字西屋敷 1343 番 198 m <sup>2</sup>
土地	雑種 地	長岡市東谷字谷内田 4497 番 2、4497 番 3 3,636 m <sup>2</sup>
土地	雑種 地	長岡市東谷字加津保田 3619 番 1、3620 番 375.42 m <sup>2</sup>
土地	雑種 地	長岡市東谷字宮内新田 4243 番 2 1,775 m <sup>2</sup>
土地	雑種 地	長岡市東谷字川久保 3709 番 1、3722 番 1、3790 番 2 1,170 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市小国千谷沢字入山 562 番 2,644 m <sup>2</sup>

土地	山林	長岡市小国千谷沢字小又 3541 番 72 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市小国千谷沢字鷺之島居平 1820 番 1 495 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市小国千谷沢字清水田 3014 番 380 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市小国千谷沢字相ノ山 1972 番 730 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市小国千谷沢字外山 3097 番乙 198 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市小国千谷沢中ノ又 3192 番 2,029 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市小国千谷沢字二本木 3609 番 1、3610、3615、3643 番 1、3646 番 3、 3652、3654、3661、3663、3673、3674 番 1、3674 番 2、3674 番 3、3677 番、 3681 番 1、3693、3697、3698、3699 番 2、3699 番 3、3700 番 1、3700 番 2、 3704、3711 番 1、3712 番 1、3714 番 1、3714 番 7、3714 番 9、3714 番 10、 3719、3720 番 2、3724、3727 番 1、3727 番 3、3727 番 4、3727 番 5 87,784.91 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市小国千谷沢前川原 2813、2873 番 1,120 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市千谷沢字鳥越 4367、4368、4369 番 1、4369 番 2、4370、4376、4415、 4422 番 20,793 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市千谷沢字長峰 5105、5139、5143、5155、5173、5200、5202、5208、 5210、5213、5214、5215、5220、5233、5234、5236、5238、5251、5256、5261、 5271、5274、5277、5278、5279、5281、5285、5286、5287、5304、5307、5308、 5309、5310、5311、5324、5350、5354 番 105,213.91 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市千谷沢字門前 4220、4221 番 2,135 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市小国千谷沢字沖 1323 番 1,320 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字医王山 3082 番 1 873 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字上ノ山 2008 番 1、2042 番 1、2081、2171、2236、2259、2365、 2366、2368、2369、2372 番 2、2374 番

		88,330.39 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字浦沖 1918、1919、1931 番 6,315 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字蔵光 3015 番 1、3017 番 3、3018 番 3 2,898 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字土下沖 402 番 1、407 番 276.91 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字城山 5026、5028 番 1、5036 番 9,780 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字芹池 3343 番 1、3352 番 1、4023、4024、4161 番 1、4254、 4266、4268、4376、4403、4439、4441、4448、4510、4520、4555、4555 番 子、4581、4593、4603 番 1、4608、4743、4771、4794、4794 番子、4799、 4815、4816、4818、4854、4855、4859、4875、4888、4913、4917、4919、4921、 4931 番 1、5055 番 1 97,717 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字堂ノ下 449、450 番 1、450 番 3、452 番 1、463 番 22,509 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字埜ヶ峰 2380 番 1、2385、2389、2395、2400、2405、2416 番 7,596 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字日影 3520、3637、3740 番 1、3758 番 1、3765 番 1、3765 番 4、3772 番 1、3859、3862、3868 番 1、3883、3895、3896、3900 番 1、3900 番 10、5056、5057、5058 番 1 47,453 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字深沢谷 2497 番 1 7,755 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字前山 2509、2510、2511 番 1、2520、2527 番 1、2528、2535、 2538、2539、2542、2543、2544、2569、2591、2597 番 2、2607、2620、2622 番 1 65,218 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字夷田 2119 番 1、2120 番 1、2149 番 1、2301 番甲、2594、2599、 2602 番甲、2607 番甲、2611、2613 番 1、2614、2615、2616 番 1、2617、2618 番 1、2623 番 3 60,495 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字岩穴 1672 番 1、1672 番 2、1673 番 1、1673 番 2、1680 番 1、 1682 番 1、1705、1710 番 1、1765 番 1、1767、1770、1852、1853、1862、1867、 1868、1870、1875 番 1、1876、1881、1884、1885、1886、1887、1890、1891、

		1892 番 1、1898、1909、1910、1943 番 1、1944 番 1、1944 番 2、1983 番 1、1992 番 1、1992 番 2、1993、1994 番 1、1994 番 2、2000、2018、2020、2056、2057、2080、2081、2087、2094、2096 番 1、2111、2121、2122 番 76,048 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字ウソカ入 3534 番 33 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字大巻 710 番 1、711、712、713、779 番 1,648 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字柿ノ木田 2947 番甲 49 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字キワタクホ 2067 番甲、2115、2116 番 3、2117、2362、2363、2517、2535、2537 番 1、2537 番 2、2538 番 1、2538 番 2、2546 番甲、2570、2572、2574 番子、2579、2583、2584 番 36,269.41 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字コタフ 901、957 番 1、969 番 1、970、974 番 3,712 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字新屋敷 1165 番 1、1168 番 1 1,635 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字新屋敷 1185、1244、1246、1257、1274 番、1327 番 1、1330 番 1 3,071.01 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字寺尾 692、693、695、696、698 番 1、745 番 3、767 番 1、999 番 1、999 番 2、999 番 3、1070 番 1、1097、1098、1099 番甲、1104 番 1、1109 番 1 16,060 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字西屋敷 326 番 2 16 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字向屋敷 1377、1382 番 1、2649、2657 番 1 2,022 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字山田 1177、1178、1303 番、1304 番甲、1318、1319 番、1320、1547 番 1、1547 番 2、1563、1567 番 1、1567 番 2、1581 番 1、1581 番 3、1583 番 1、1583 番 2、1588、1622、1660、1671 番 1、1671 番 2、1712 番 1、1714、2123、2125、2126、2127、2131、2134、2135、2152、2158、2167 番 1、2169 番 69,517 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市西谷字夷田 2593 番

		6,611 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市東谷字五十苧 984 番 595 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市東谷字石奈田 1372、1374、1442 番 3,354 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市東谷字沢田 1846 番 66 m <sup>2</sup>
土地	保安 林	長岡市小国千谷沢字小又 3527、3527 番 1、3533、3534 番 384 m <sup>2</sup>
土地	保安 林	長岡市小国千谷沢字長峰 5116 番 4,297 m <sup>2</sup>
土地	保安 林	長岡市塚野山字土下沖 427 番甲 6,059 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字西山 3074、3075 番甲 17,539 m <sup>2</sup>
土地	山林	長岡市塚野山字医王山 3082 番 3 18,509 m <sup>2</sup>

※地目は現況地目を記載